

厚生労働大臣 尾辻 秀久 様

## 平成17年度ヘルパー単価と障害者自立支援法に対する要望

全国障害者居宅支援事業者連絡会

代表 赤平 守

### 要望趣旨

3月1日に『事務連絡』として通達のあった『平成17年度支援費基準(案)の主な改正点』でヘルパー単価の大幅な切り下げが通達されました。

前年度に引き続き一方的に単価の引き下げが行われることとなります。

このままでは、支援費事業を実施する事業者の運営が危機的状況に陥り、事業から撤退することは間違いありません。こうしたことは、利用者に対するサービスの低下を招くだけでなく、ヘルパーの質の向上も望めなくなります。

特に、男性ヘルパーや、障害のある方と同年代の若いヘルパーの雇用は絶望的です。すなわち、事業者だけではなく、利用者にとっても“危機的状況”が生み出されることとなります。

全国障害者居宅支援事業者連絡会に集まった事業者は、これまで障害者に対するケアマネジメントやコーディネーター業務について真剣に取り組んできました。

こうした努力を無にするような事は止めていただき、話し合いのテーブルを用意していただくことを強く切望します。

以下の要望に対して回答を求めます。

### 1. 平成17年度ヘルパー単価の見直しを撤回してください。

3月1日の通達によれば、“身体介護、移動介護(身体介護を伴う場合)については介護保険と同様に1時間30分を超えた場合、30分ごとの単価を1,820円から830円に見直すこととした。”としています。

1時間30分を超えた場合、30分ごとの単価を従来の半分以下にするというのは、まともな話ではなく、到底受け入れることは出来ません。

このまま厚生労働省の事務連絡の通りにヘルパー単価を実施されれば障害のある方へのヘルパー派遣をする事業者が激減します。

また、ヘルパーで生活の基盤を支えている訪問介護労働者の失業が増え、障害のある方にとっても人的財産が失われます。単価の根拠を示してください。

## 2. ヘルパー単価設定に際しては事業者代表を入れた『公開の協議の場』を設置してください。

ヘルパー単価の変更、新設等、障害当事者の地域生活を左右する事柄については事業者の意見を充分に取り入れてください。

また、その際は公開の協議会とすることで議論を広く認知させ、公正を踏って下さい。

## 3. ヘルパーの雇用促進が出来る環境の整備を施策してください。

昨年 8 月、厚生労働省労働基準局より通達のあった通り、『労働基準法』に基づく労働条件の確保のために、ア) 移動時間中の賃金の保障、イ) 待機時間中の賃金の保障、ウ) 報告書作成時間中の賃金の保証、エ) 研修時間中の賃金の保証、が出来るとヘルパー単価の設定にしてください。

## 4. 移動介護を「個別給付」から、はずすことには絶対反対です。

支援費の伸びの多くは移動介護の伸びでもありました。しかし、おどろくことにグランドデザイン案では移動介護は地域生活支援事業として、個別給付でない位置づけとなっています。「行動援護」とみなされた人は個別給付とすることが示されましたが、基本的な考えは変わっていません。

障害児・者の移動介護は余暇支援・社会参加であると同時に身体介護・家事援助と同等に生活そのものを支えているのです。自立の意味は単に生存できているということではないはずです。一般市民の暮らしに比べ、「贅沢な」生活をしているのでしょうか。また、障害者の移動介護の意義はとりわけ重度の方が使えるようになったということにもありました。重度の方ほどサポートが必要であり、サポートがあれば地域でくらしにいけるということがあらためて証明されてきた意義は大きな事です。

「1：1でなくてもよい人たちがいる」ことを個別給付から外す理由にしていますが（社会保障審議会での説明）それは「1：1」でなくてもよい場面があるということで、支援の基本は個別支援です。

「1：1」がよいからこれだけの伸びがあったとどうして考えないのでしょうか。そして、「1：1が良いか悪いか」を決めるのは本人です。

また、地域支援事業では、これまでの事業者選択は保障されるのでしょうか。区市をまたいでの利用に制限がかかることは、選択の余地が狭められることにつながります。

介護保険合流をにらんで、「一緒に連れて行けないもの(移動介護)は外す」という判断としか思えません。是非再考をお願いします。

## 5. 「定率負担」の導入を撤回してください。

支援費制度では、成人の扶養義務者から親を外すということが、支援費を使いやすいものにしてきました。しかし、グランドデザイン案で、扶養義務者負担は廃止となったものの、世帯単位での収入認定の考え方が示されました。所得保障がない中での定率負担への変更は、障害者にとって一生、家族から「自立」することが出来ません。

さらに、きわめて所得の低い者（低所得1・2）で、入所者やグループホームに暮らす障害者に

は、最終的に月1万5千円程度が残る仕組みとしていますが、これでは趣味や友人との付き合いといった「自分の生活を豊かにするため」に使えるお金は捻出出来ません。「自己実現」をするための権利を無視した発想です。

それどころか、急な傷病時の医療費すら払えない場合も想定されます。

これでは時代の逆戻りです。成人については世帯単位の考え方を導入しないことを求めます。

## 6. 包括払い方式導入を撤回してください。

重度障害者等包括支援（ALSなど極めて重度の障害者）では、介護時間の上限を設けない代わりに、介護報酬料金を上限設定する「包括払い」とする案を示していますが、重度訪問介護の単価よりさらに低い単価になる可能性があります。

これでは、ヘルパーの労働条件も確保できずヘルパー派遣が出来ません。長時間介護が必要な方も「包括払い」で頼めず、実質的な介護時間の上限を設定する事と同じです。

長時間介護が必要な方が安心して介護を頼めるよう、また、ヘルパーの労働条件を守り、継続して介護が出来るようにしてください。「包括払い」には絶対反対です。

## 7. グループホームにホームヘルパーの派遣拡充こそが求められています。

グランドデザイン案ではグループホームは就労支援の利用者に限定し、介護の必要な利用者には「ケアホーム」という考え方が示されています。そもそもグループホームは居宅支援ということで一人ひとりが自分の暮らしを作っていく場であったはずですが。それだからこそ、この間ホームヘルパーの派遣をグループホームにも認めてきたのではなかったのでしょうか。求められているのはグループホームへのヘルパー派遣を拡充し、グループホームを終の棲家にしないことです。

「ケアホーム」が介助者の共有を強要される場であってはなりません。

また、集団の規模も現行より大きな規模が想定されているようですが、4人を3人に下げることとはあっても、これ以上の規模拡大は認められません。本人たちはミニ施設を求めてはいません。

これ以上障害のある人の生活の場を密室化することはやめるべきです。

## 8. 谷間の障害の方にもヘルパー派遣が出来るようにしてください。

谷間の障害といわれている、手帳を持たない難病、高次脳機能障害、てんかん、自閉症などの生活上の困難には、ニーズに着目した支援方式の確立が早急に必要です。谷間の障害者を生じさせないで、社会的自立や社会参加などに個々のニーズに対応するサービスを提供できるようにしてください。

介助を必要とする人が地域で暮らすにはヘルパーの存在はとても大きな意味を持ちます。特に、理解されにくい障害のある方には、介助者(理解者)と一緒に社会参加することで生活の幅が広くなり、地域に溶け込み易くなります。

介助を家族だけに任せれば、「家族の問題」としか映りませんが、ヘルパーの存在は地域の社

会資源という大きな意味を持ちます。

ヘルパーの利用を縮小させる方向ではなく、もっと使いやすくできるように施策してください。

#### **9.行動援護類型の基準と資格要件について見直しをしてください。**

行動援護の基準表によると、10点以上の人を支援の対象者とするがありますが、根本的に行動障害等に関して認識の誤りがあります。まず、0点と言う基準があるということ。例えば月に1回程度であっても激しい自傷行為や他害行為、触法行為があると認められる人に、何故、支援の必要性のない0点という基準が当てはまるのでしょうか。また、自傷行為や異食行為だけが問題となっている人でも、それがほぼ毎日であれば生命の危険に関わる問題になります。しかしこの基準によれば2点のみであって、行動援護を受けられる対象にはなりません。行動援護のサービス内容にある、予防的対応、制御的対応、身体介護的という有形無形の支援は例え10点に満たなかった方々にとっても必要な支援です。このような判定で外されていく障害者たちは、どのように生きていけばいいのでしょうか。

また行動援護では、突発的なニーズへの対応は想定されておらず、さらに5時間までの単価しか示されてなく、7時間サポートでも5時間単価とされています。予防も制御も時間を区切って出来るものでないことは行動援護の基準表そのものが明示しています。長時間の見守りを含め、個々の障害特性、状況に応じた対応が可能になるように早急に見直しを要望します。

通達によれば、行動援護に携わるサービス提供者の実務経験は5年以上、ヘルパーの資格要件に関しては2年以上を要件としていますが、支援費制度が始まって2年の現状において、この要件に該当するサービス提供責任者やヘルパーは希少であり、さらに各事業所が懸命に育成してきたヘルパーたちの対応の場がなくなってしまいます。これでは、行動援護の対象者となっても支援する事業者が見つからず、サービスを受けられないという状況にもなりかねません。支援者・ヘルパーにとって必要なのは寄り添う感性が第一であり、機械的な経験年数ではありません。サービスの効率性と資格による専門性を求めることが、居宅事業者の撤退を招き、さらに、多くの支援を必要としている障害者の生活を土台から崩すことのないよう、見直しをしてください。

以上